

## 審議会等の設置及び運営等について

県が設置する審議会については、平成18年1月に定めた「審議会の見直し方針」に基づき、平成22年4月までに審議会の概ね2割の廃止・統合に取り組むとともに、委員数の見直しなど運営の効率化等に取り組んできたところである。

今般、その取組状況を取りまとめたところであり、これを踏まえ、別添のとおり「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を策定し、引き続き、審議会等の適正な運営等に取り組むこととする。

### ○取組実績

これまでの取組の主なものは、次のとおりである。

見直し内容	取組実績		
	項目	17年度	21年度
審議会の削減 〔目標：147審議会の2割削減 (▲30)〕	審議会数	147	101
委員数の見直し 〔指標：審議会の委員数を15人以内〕	指標を超えている審議会数	39	28
女性委員の登用 〔指標：女性比率を40%以上〕	女性登用率	24.9	32.7
長期就任の見直し 〔指標：委員任期を10年以内〕	指標を超えている委員数	117	122
行政関係者の就任の制限 〔指標：1審議会あたり2割以内〕	指標を超えている審議会数	53	33
重複就任の見直し 〔指標：1人あたり5審議会以内〕	指標を超えている人数	17	12

※指標については、各年度4月1日現在の実績

### ○課題

- ・ 審議会の削減目標は達成したが、運営の効率化等の指標には達成できていないものもあることから、引き続き、指標に沿って取り組む必要がある。
- ・ これまでは、附属機関及びそれに類するものを審議会として見直し対象としてきたが、審議会以外にも懇談会等により有識者等から意見を聴取する機会があることから、これらも含めて取組の対象とすることが適当である。
- ・ 情報公開に対する県民等の要請に応えるため、会議の公開基準等を明確にする必要がある。

### ○今後の取組

上記の課題を踏まえ、次の取組を行う。

#### 1 対象範囲の拡大

これまでの審議会に加え、有識者等から意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として要綱等に基づき設置された協議会、懇談会等を対象に加える。(対象会議数：約100審議会 → 約200審議会等)

## 2 効果的で効率的な運営

審議会等の運営を効果的、効率的に行うため、①委員数の見直し、②女性委員の積極的な登用、③長期就任の見直し、④行政関係者の就任制限、⑤重複就任の見直し等について継続して取り組む。

## 3 公開基準等の明確化

### ア) 公開基準

- ・会議は、法令等により非公開とされている場合を除き公開する。  
ただし、以下に該当するものは、公開しないことができる。
  - i) 岡山県行政情報公開条例に掲げる非開示情報等に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
  - ii) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

### イ) 公開又は非公開の決定

- ・会議の公開又は非公開は、審議会等において決定

### ウ) 公開の方法

- ・定員を定め、会議の傍聴希望者に傍聴を認めることにより実施

### エ) 会議の開催周知

- ・開催日の1週間前までに、開催日時・場所等を県のHPに掲載

### オ) 会議資料及び会議録の公開

- ・公開した審議会等の会議資料及び会議録を県のHPに掲載

上記の取組をまとめた、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を策定し、平成22年4月1日から施行する。これにより、「審議会の見直し方針」は廃止する。

# 審議会等の設置及び運営等に関する指針

## 1 趣旨

この指針は、審議会等の適正な設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

## 2 審議会等の定義

審議会等とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）及び有識者等から意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等をいう。

ただし、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等のうち、行政機関などの関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたものは除外する。

## 3 設置等

### (1) 新設

新たな審議会等の設置は、類似又は関連する既存の審議会等の活用等による対応を十分検討したうえで、真に必要な場合に限ることとし、新たに設置する場合でも所掌事項をできるだけ広範囲となるようにする。

また、要綱等により審議会等を設置する場合は、次の事項に留意する。

- ・ 目的の達成又は時限の到来等をもって廃止できるよう原則として終期を定めること。
- ・ 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されない名称とすること。

なお、新たに設置する場合は、あらかじめ総務部行政改革推進室と協議を行う。

### (2) 整理統合等

次のいずれかに該当するものについては、法律に設置義務があるなどの場合を除き、毎年度、法令の改廃の動向や事務内容の変化等を的確に把握するなど検証を行いながら、廃止又は統合を行うなど整理合理化に努める。

- ・ 所期の目的を達したもの
- ・ 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- ・ 他の行政手段等で対応可能なもの
- ・ 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるもの（過去5年間の開催実績の平均が年1回未満のもの又は前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- ・ 当該審議会等のほかにも類似の目的を持つ審議会等があり、独立して設置する意義が薄れているもの
- ・ 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれるなど、形式的で設置効果が乏しいもの

### (3) 名称等の公表

審議会等の事務局を担当する課室の長は、設置している審議会等について、名称、設置根拠、所掌事務等の概要を県のホームページに掲載する。

## 4 委員の任命

### (1) 委員構成等

#### ア 委員数と年齢構成

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会等の運営を行うため、委員数は必要最小限となるよう努めることとし、原則として15人以内とする。

また、各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、適切な年齢構成となるよう努める。

#### イ 女性委員の積極的な登用

男女双方の意見を広く県政に反映させるため、本県の男女共同参画の促進に関する基本的な計画に掲げる目標値に沿って、女性委員の積極的な登用に努める。

#### ウ 公募委員の積極的な登用

開かれた県政を推進するため、審議会等の設置目的又は審議等の内容を勘案し、公募委員の登用に努める。

### (2) 行政関係者の就任制限

行政が主導する会議運営とならないよう、行政関係職員の委員数は必要最小限とし、審議会当たりの割合は、原則として2割以内とする。

### (3) 長期就任の見直し

長期の就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、就任期間を制限することとし、委員任期は再任を含め、原則として10年以内とする。

### (4) 重複就任の見直し

重複の就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、欠席や代理出席の増加につながることから、委員選任に当たり、多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮することとし、委員1人当たりの重複就任は、原則として5つ以内とする。

## 5 運営

審議会等の効果的で効率的な運営を行うため、次の事項に留意する。

- ・ 審議等が形骸化し、行政側からの報告が主になることのないよう活性化を図る。
- ・ 事前に資料を配付するなど、審議等の場において委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を求める等により、審議等の活性化を図る。
- ・ 開催回数は、審議等の内容を勘案のうえ適正なものとし、庁内会議室の活用などにより開催経費の節減を図る。

## 6 公開等

### (1) 公開基準

審議会等における審議等の状況を明らかにし、開かれた県政を進めるため、審議会等の会議は、法令等により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

- ・ 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）（以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議

又は調査等を行う場合

- ・当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

## (2) 公開又は非公開の決定

審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、6 (1) の公開基準に基づき、審議会等において行う。

なお、審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を6 (4) の会議の開催周知等で明らかにする。

## (3) 公開の方法

審議会等の会議の公開にあたっては、次の事項に留意する。

- ・会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。
- ・公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- ・会議の傍聴者に会議資料を提供することとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供するものとする。
- ・審議会等の長は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

## (4) 会議の開催周知

審議会等は、会議を開催するにあたっては、開催日の遅くとも1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し事前に県民に周知するとともに、報道機関に情報を提供するよう努める。ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- ・開催の日時及び場所
- ・議題
- ・公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の場合の理由
- ・傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- ・問い合わせ先

## (5) 会議資料及び会議録の公開

公開した審議会等の会議資料及び会議録は、県のホームページに掲載する。

また、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開する。

## 7 その他

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

# 審議会の見直し方針

平成18年1月24日策定

## 1 審議会の定義

岡山県における審議会とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法第138条の4第3項）、及び要綱等に基づき設置し、その設置目的、構成員、機能等に照らして、附属機関に類するもので、年度を通じて恒常的に設置されるものをいう。

## 2 廃止及び統合の検討

次のいずれかに該当するものについては、法律に設置義務があるなどの場合を除き、廃止又は統合を検討し、平成22年4月までに審議会（平成17年4月1日現在147）の概ね2割を削減する。

- (1) 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるものについては、原則として廃止する。（過去5年間の開催実績の平均が年1回未満のもの、または、前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- (2) 当該審議会のほかにも類似の目的を持つ審議会があり、独立して設置する意義が薄れているものについては、原則として統合又は廃止する。
- (3) 単なる意見聴取又は意見交換の機会となっており、審議の結果を県行政に反映させる方法が明確でないものについては、原則として廃止する。
- (4) 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれているものについては、その必要性を再検討し、類似審議会への統合等を図る。

## 3 運営の見直し

- (1) 審議が形骸化し、行政側からの報告が主になるようなことのないよう審議の活性化を図る。
- (2) 事前に資料を配付するなど、審議の場において委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見書の提出を求めるなどの方法により、審議の活性化を図る。
- (3) 開かれた県政を推進するため、個人のプライバシーに係るものなど特別な事由がある場合を除き、審議会の審議を公開するものとし、県ホームページに審議会の審議状況及び議事録も公開する。

## 4 委員の選任の見直し

### (1) 委員数の見直し

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会の運営を行うため、委員数は、必要最小限とするよう努める。

【指標】

委員数は原則として15人以内とし、これを超過するものについては委員改選時に削減を検討する。

(2) 女性委員の積極的な登用

委員の女性比率が低い現状を踏まえて、男女双方の意見を広く県政に反映させるため、審議会への女性委員の登用促進を図る。

【指標】

本県の男女共同参画の促進に関する基本的な計画に掲げる目標値に沿って、委員改選時等に女性委員の積極的な登用に努める。

(3) 公募委員の積極的な登用

開かれた県政の推進を図るため、委員の改選時等に公募委員の登用促進を図る。

(4) 長期就任の見直し

長期就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、就任期間を制限することにより、長期就任を防ぐこととする。

【指標】

原則として、委員の任期は再任を含め10年以内とする。

(5) 年齢構成の見直し

各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、適切な年齢構成となるよう努める。

(6) 行政関係者の就任の制限

行政が主導する審議会運営にならないようにするため、行政関係職員の委員数は、必要最小限とするよう努める。

【指標】

1審議会当たりの行政関係職員は、原則として全体の2割以内とし、県職員は原則として1人以内とする。

(7) 重複就任の見直し

重複就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、一方で欠席や代理出席の増加につながることも考えられることから、委員の選任に当たっては、多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮する。

**【指標】**

1人当たりの重複就任は、原則として5審議会以内とし、委員選任時には、他の審議会への就任状況を十分考慮した上で選任を行う。

**5 開催経費の節減**

審議会の開催は、審議の内容を勘案のうえ適正な開催回数に努めるとともに、庁内会議室の活用や開催時間帯の工夫などにより開催経費の節減を図る。

**6 新たな審議会の設置**

新たな審議会の設置については、真に必要な場合に限定し、設置に当たっては、設置目的が類似する審議会の設置を防ぎ、審議内容の重複を避けるため、審議会の所掌事項をできるだけ広範囲のものとする。



## 新たな行政評価制度の基本的な考え方について

行財政構造改革大綱2008に基づき、持続可能な行財政構造を確立し、県民の要請に応える県政を進めていくためには、これまで以上に、県が取り組む事業について、県民等に対し説明責任を果たし、成果をわかりやすく示す必要がある。

このため、以下の基本的な考え方に従い、新たな行政評価制度を構築することとする。

### ■目指すべき評価制度

#### I 事業の質を高め、わかりやすい県政を推進するための評価制度

県が実施する事業については、不断の見直しにより質を高め、県民に内容と成果をわかりやすく示し、その理解を得ながら推進することが必要である。

このため、県の政策・施策・事務事業を体系化した上で、それぞれの成果を客観的に示し、県民の視点から検証し、見直しを行うことができる評価制度とする。その際、県民にわかりやすい指標を設定するとともに、県民参加による外部の視点からの評価を実施する。

#### II 効果的で効率的な事業の実施に資する評価制度

事業の選択と集中を進め、限られた予算と人員のもとでも、効果的で効率的な事業の実施を実現する必要がある。

このため、事業を実施する課室の目標設定を明確にした上で、事業の成果を正確に検証し、事業の今後の必要性を明確に判断することができる評価制度とする。

#### III 職員の政策形成能力等の向上につながる評価制度

I、IIを着実に進めていくためには、職員は、前例にとらわれることなく、客観的に課題を把握し、県民ニーズに沿った事業を構築する政策形成能力や、事業を県民にわかりやすく説明する能力を養う必要がある。

このため、事業に携わる職員自らが事業の立案から実施、評価までを一貫して行うことでその能力を高めるとともに、県民への説明責任を果たすことができる評価制度とする。